資料７

呉市地域ケア会議の設置及び運営に関する要綱

（趣旨）

第１条　高齢者が，住み慣れた地域で自分らしい生活を継続することができるよう，地域において自立した日常生活を営むために必要な社会資源等の支援体制を構築することを目的として，介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の４８の規定に基づき，呉市地域ケア会議（以下「地域ケア会議」という。）の設置及び運営に関し，必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　地域ケア会議は，法第１１５条の４８第２項に規定する検討のほか，高齢者の保健福祉の向上に必要な事項に関する事務を所掌する。

（会議）

第３条　地域ケア会議は，次の各号に掲げる会議を設けるものとし，各会議は，相互に連携するものとする。

(1)　個別地域ケア会議

(2)　日常生活圏域ケア会議

(3)　呉市地域ケア推進会議

（組織）

第４条　地域ケア会議は，次に掲げる者のうちから，協議する内容及び会議の議題により，必要な者を構成員とすることができる。

(1) 保健医療関係者

(2) 介護福祉関係者

(3) 社会福祉協議会，地縁団体その他地域福祉を推進する団体の関係者

(4) 関係行政機関職員

(5) 前各号に掲げる者のほか，必要と認める者

（個別地域ケア会議）

第５条　第３条第１号に規定する個別地域ケア会議は，地域包括支援センター又は市が主催し，高齢者の個別事例の課題解決に向けた支援等について検討し，必要に応じ日常生活圏域ケア会議にこれを提案する。

２　個別地域ケア会議の主な検討内容は，次の各号に掲げるとおりとし，第４条に掲げた者のうちから，検討内容に応じ必要と認めた者を招集して開催する。

(1) 自立支援型地域ケア会議

介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１４０条の７２の３に定める者（以下「支援対象被保険者」という。）の居宅サービス計画の内容について，医療及び介護の専門職等が自立支援及び重度化防止に資する観点から検討する。

(2) 支援困難ケース検討型地域ケア会議

支援対象被保険者等のうち，一般的な支援方法では問題を解決することが困難な者の健康上及び生活上の問題について，医療及び介護等の専門職並びに地域の福祉関係者等が解決に資する支援の内容を検討する。

(3) 生活援助検討型地域ケア会議

呉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成２８年条例第２０号）第１６条第１８号の２若しくは第１８号の３の規定により届け出された居宅サービス計画の内容の妥当性について，医療及び介護の専門職等が検討する。

（日常生活圏域ケア会議）

第６条　第３条第２号に規定する日常生活圏域ケア会議は，日常生活圏域内における個別地域ケア会議で抽出された共通課題，地域課題及び個別地域ケア会議で解決することができなかった課題の解決に向けた協議を行い，必要に応じ呉市地域ケア推進会議にこれを提案する。

２　日常生活圏域ケア会議は，地域包括支援センター又は市が主催し，第４条に掲げる者のうちから議題に応じ必要と認めた者を招集して開催する。

３　日常生活圏域ケア会議の庶務は，地域包括支援センターにおいて処理する。

（呉市地域ケア推進会議）

第７条　第３条第３号に規定する呉市地域ケア推進会議は，全市に共通する課題の解決に向けた協議を行い，地域づくり，資源開発及び政策形成へつなげるため，必要に応じ市長に対して政策として，提言する。

２　呉市地域ケア推進会議は，市が主催し，市長が第４条に掲げる者のうちから３０人以内の委員を指名し，開催する。

３　会議に議長及び副議長を置き，委員のうちから互選する。

４　議長は会議を主宰する。

５　副議長は，議長を補佐し，議長に事故があるときは，副議長がその職務を代行する。

６　呉市地域ケア推進会議の庶務は，高齢者支援課において処理する。

７　呉市地域ケア推進会議に，次に掲げる検討委員会を置く。

(1) 呉市在宅医療・介護連携推進検討委員会

(2) 呉市認知症施策推進事業検討委員会

(3) 呉市生活支援・介護予防サービス体制整備推進協議体

８　検討委員会に検討委員長を置き，議長が呉市地域ケア推進会議の委員のうちから指名する。

９　検討委員会の委員長は，当該検討委員会の会務を掌理し，当該検討委員会における審議の状況及び結果を呉市地域ケア推進会議に報告する。

（開催）

第８条　第３条各号に規定する地域ケア会議は，必要に応じて随時開催するものとする。

（他の組織との関係）

第９条　呉市地域ケア推進会議は，呉市地域保健対策協議会が設置する地域包括ケア推進専門部会と兼ねるものとする。

（個人情報の保護）

第１０条　地域ケア会議の出席者は，地域ケア会議で知り得た事項を他に漏らし

てはならない。また，その職務を退いた後も同様とする。ただし，個別地域ケア会議の対象となる高齢者の支援を目的とした情報共有の場合は，この限りではない。

２　地域ケア会議における個人情報の取扱いについては，法第１１５条の４８第５項に定めるところにより，適切に取扱わなければならない。

（会議の記録等）

第１１条　地域ケア会議の主催者は，会議の経過及び結果を記録し，保管しておかなければならない。

（実績報告）

第１２条　地域ケア会議を開催した地域包括支援センターは，呉市へ地域ケア会議実績報告書を提出する。

（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか，地域ケア会議の運営に関し必要な事項は，主催者が地域ケア会議に諮って定める。

付　則

この要綱は，平成２９年４月１日から実施する。

付　則

この要綱は，平成３１年４月１日から実施する。

付　則

この要綱は，令和元年７月１日から実施する。

付　則

この要綱は，令和２年４月１日から実施する。

付　則

この要綱は，令和３年１２月１０日から実施する。